

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	1割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
	個室	1	28,149	1段階	820	25,420	300	9,300
2段階				820	25,420	390	12,090	65,659
3段階				1,310	40,610	650	20,150	88,909
				1,310	40,610	1,360	42,160	110,919
2		30,630	1段階	820	25,420	300	9,300	65,350
			2段階	820	25,420	390	12,090	68,140
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	91,390
				1,310	40,610	1,360	42,160	113,400
3		33,255	1段階	820	25,420	300	9,300	67,975
			2段階	820	25,420	390	12,090	70,765
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	94,015
				1,310	40,610	1,360	42,160	116,025
4		35,807	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	140,236
			1段階	820	25,420	300	9,300	70,527
			2段階	820	25,420	390	12,090	73,317
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	96,567
1,310		40,610		1,360	42,160	118,577		
5		38,253	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	142,788
			1段階	820	25,420	300	9,300	72,973
			2段階	820	25,420	390	12,090	75,763
	3段階		1,310	40,610	650	20,150	99,013	
1,310		40,610	1,360	42,160	121,023			
		4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	145,234	

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算（Ⅰ）・個別機能訓練加算（Ⅱ）・サービス提供強化加算・看護体制加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅰ）・精神科医師配置加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・口腔衛生管理加算（Ⅱ）を含みます。
 ※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑥以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (1割の場合)	内 容
①初期加算	32	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	260	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算（Ⅰ）	13	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④個別機能訓練加算（Ⅱ）	21	利用者の個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。（上記表に含まれる）
⑤サービス提供強化加算（Ⅱ）	19	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）□	5	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	2割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
個室	1	56,297	1段階	820	25,420	300	9,300	91,017
			2段階	820	25,420	390	12,090	93,807
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	117,057
				1,310	40,610	1,360	42,160	139,067
	2	61,260	1段階	820	25,420	300	9,300	95,980
			2段階	820	25,420	390	12,090	98,770
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	122,020
				1,310	40,610	1,360	42,160	144,030
	3	66,510	1段階	820	25,420	300	9,300	101,230
			2段階	820	25,420	390	12,090	104,020
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	127,270
				1,310	40,610	1,360	42,160	149,280
	4	71,614	1段階	820	25,420	300	9,300	106,334
			2段階	820	25,420	390	12,090	109,124
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	132,374
				1,310	40,610	1,360	42,160	154,384
	5	76,505	1段階	820	25,420	300	9,300	111,225
			2段階	820	25,420	390	12,090	114,015
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	137,265
				1,310	40,610	1,360	42,160	159,275
			4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	183,486

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算（Ⅰ）・個別機能訓練加算（Ⅱ）・サービス提供強化加算・看護体制加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅰ）・精神科医師配置加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・口腔衛生管理加算（Ⅱ）を含みます。
 ※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑥以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (1割の場合)	内 容
①初期加算	32	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	260	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算（Ⅰ）	13	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④個別機能訓練加算（Ⅱ）	21	利用者の個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。（上記表に含まれる）
⑤サービス提供強化加算（Ⅱ）	19	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）□	5	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）

令和3.10から

3割負担の利用者の場合

別紙 1

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	3割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
個室	1	84,445	1段階	820	25,420	300	9,300	119,165
			2段階	820	25,420	390	12,090	121,955
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	145,205
				1,310	40,610	1,360	42,160	167,215
	2	91,890	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	191,426
			1段階	820	25,420	300	9,300	126,610
			2段階	820	25,420	390	12,090	129,400
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	152,650
	1,310	40,610		1,360	42,160	174,660		
	3	99,765	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	198,871
			1段階	820	25,420	300	9,300	134,485
			2段階	820	25,420	390	12,090	137,275
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	160,525
	1,310	40,610		1,360	42,160	182,535		
	4	107,421	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	206,746
			1段階	820	25,420	300	9,300	142,141
			2段階	820	25,420	390	12,090	144,931
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	168,181
	1,310	40,610		1,360	42,160	190,191		
	5	114,757	4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	214,402
1段階			820	25,420	300	9,300	149,477	
2段階			820	25,420	390	12,090	152,267	
3段階			1,310	40,610	650	20,150	175,517	
	1,310	40,610	1,360	42,160	197,527			
		4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	221,738	

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算（Ⅰ）・個別機能訓練加算（Ⅱ）・サービス提供強化加算・看護体制加算（Ⅰ）・看護体制加算（Ⅱ）・夜勤職員配置加算（Ⅰ）・精神科医師配置加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・口腔衛生管理加算（Ⅱ）を含みます。
 ※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑥以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (1割の場合)	内 容
①初期加算	32	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	260	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算（Ⅰ）	13	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④個別機能訓練加算（Ⅱ）	21	利用者の個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。（上記表に含まれる）
⑤サービス提供強化加算（Ⅱ）	19	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）口	5	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）

⑦看護体制加算(Ⅱ)口	9	看護師が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。(上記表に含まれる)
⑧夜勤職員配置加算(Ⅰ)	24	夜勤を行う看・介護職員の数が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。(当園では従来型のみ算定しています。)(上記表に含まれる)
⑨精神科医師定期的療養指導加算	5	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な診療指導が月2回以上行われている場合(上記表に含まれる)
⑩介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。(上記表に含まれる)
⑪介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。(上記表に含まれる)
⑫科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	42	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省へ提出すること。
⑬科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	53	上記情報に加えて、疾病の状況を厚生労働省へ提出した場合に算定する。(上記表に含まれる)
⑭口腔衛生管理加算(Ⅰ)	94	利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を計画的する場合に算定する。
⑮口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115	上記に加えて、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。(上記表に含まれる)

	所得段階				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	第4段階
	生活保護受給 高齢福祉年金 給付等	市町村民税非 課税世帯等 (年間80万 円以下)	市町村民税非 課税世帯で、 年間収入金額 が80万円超 120万円以 下	市町村民税非 課税世帯で、 年間収入金額 が120万円 超	課税世帯
居 住 費	820	820	1,310	1,310	2,006
食 費	300	390	650	1,360	1,445

※外泊及び入院中も居住費を算定します。また、この料金を頂いている間は、他の入所者等がベッドを使用することはありません。

日常生活上必要となる費用(利用料以外で負担していただく料金)

項 目	利用者負担金
預り金管理費	200円/月
持ち込みの電化製品(電気毛布・あんか・テレビ等)一点につき電気使用料	500円/月
ラジオの電気使用料	300円/月
理容・美容 (毎月1回の移動理容車京屋による出張サービス)	実 費
医療費・薬・利用者が希望される菓子等ほか	実 費

※電気料金については、15日以内/月であれば、半額となります。